

【練馬区】介護サービス事故報告書に関するQ&A

令和6年3月作成

※ 事故報告書についてご不明な点は、事業所または施設の所在地を管轄する総合福祉事務所にお問い合わせください。

問1 自宅訪問前に発生した事故の取扱いについて	回答
訪問・通所系サービスにおいて、サービス従事者が利用者の自宅を訪問した際、すでに転倒・転落等により倒れている利用者を発見した場合に、事故報告書の提出は必要か。	原則必要ない。介護サービス事故は、「サービス提供中に発生したもの」を基準としているため、サービス提供前に自宅で発生した事故については、原則必要ない。「介護サービス等の提供」とは送迎・通院等の間の事故も含む。また、在宅の通所・入所サービスおよび施設サービスにおいては、利用者が事業所内にいる間（サービス終了後に送迎を待っている間を含む）は、「サービス提供中」に含まれるものとする。

問2 ケガ等の程度と受診結果について	回答
転倒・転落等により医療機関を受診したが、検査等の結果、異常がない場合や治療を要しない場合に、事故報告書の提出は必要か。	受診の結果、異常がない場合でも症状の程度に関わらず、医療機関への受診や医師（施設の勤務医、配置医を含む）の診察を要したものは原則、事故報告書を提出する。 ※利用者が、事故によるケガが原因で後日死亡に至った場合、事業者は速やかに管轄の総合福祉事務所高齢者支援係へ連絡し、再報告すること。

問3 医薬品による事故が発生した場合の取扱いについて	回答
利用者本人の薬を飲ませ忘れたり、タイミングを誤って服用させたり、他の利用者の薬を誤って飲ませてしまった場合等、どの程度の影響があった場合に、事故報告書の提出が必要か。	誤薬（違う薬を与薬した、時間や量の誤り、与薬もれ）等、医薬品に関する事故は全て報告すること。

問4 病変による医療機関受診、死亡したケースの取扱いについて	回答
利用者が、心不全や脳梗塞等のいわゆる病変により医療機関を受診した場合や死亡した場合に、事故報告書の提出は必要か。	老衰、看取り期により死亡した場合は提出不要とする。 ただし、つぎに該当する場合は提出を必要とする。 ①持病以外の病気で医療機関を受診・死亡・救急搬送をした場合 ②サービスの提供が原因で医療機関を受診・死亡・救急搬送をした場合 ③持病により死亡した場合であっても、警察が介入する等して死因等に疑義が生じる可能性がある場合

問5 感染症発生時の事故報告書の提出について	回答
事業所で感染症が発生した場合に、事故報告書の提出が必要か。	「施設内感染予防・拡大防止のためのチェック表」を用いて発生状況等を把握し、つぎに該当する場合は、「事故当事者一覧」を添えて、提出を必要とする。 ①同一の感染症によると疑われる死亡者または重篤感染患者（入院等）が1週間に2名以上発生した場合 ②同一の感染症患者もしくは疑われる者が10名以上または全利用者（定員ではなく現在入所者）の半数以上発生した場合の半数以上発生した場合（感染した利用者+職員/現在利用者数） ③上記に該当しない場合であっても、通常の発生動向を上回る感染症等の発生が疑われ、特に施設長が報告を必要と認めた場合

問6 事故報告書の提出方法について	回答
事故報告書の提出方法は何かがあるか。	個人情報に記載されており、誤送付・誤送信防止のため、管轄の総合福祉事務所高齢者支援係に郵送または直接来所により提出すること。メールでは受付ていない。

※事故の発生または発覚後、緊急を要するものや特に重要と思われるものについては、速やかに、報告事項（練馬区介護保険事業者等における事故等発生時の報告取扱要領第4条の1号から6号）を電話等で、第一報を入れること（遅くとも5日以内を目安に事故報告書（様式1）を提出すること）。報告が遅延した場合には、事故報告書「10その他」の欄に遅延理由を記入すること。